第三十三条の二第一項第一号中「当該資産」の下に「又は当該資産に係る配偶者居住権」を、「の資産」の下に「その他のこれらに代わるべき資産」を加える。

第三十三条の三第二項中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第三項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、同条第四項中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第五項中「権利（」を「権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改める。

第三十三条の四第一項中「土地等又は」を「土地等」に改め、「ある資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号に規定する権利」を加える。

第三十三条の六第一項中「による施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による施設建築物の一部についての借家権」を、「防災施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「の取得を」を「若しくは同条第三項の規定による施行再建マンションの部分についての借家権の取得を」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同項第二十二号の二中「第五条第三項第二号」を「（平成七年法律第百二十三号）第五条第三項第二号」に改める。

第三十五条第三項中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第三十五条の二に見出しとして「（特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）」を付する。

第二章第四節第六款の二に次の一条を加える。

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第三十五条の三　個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。）又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。）で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合（当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額（」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（」とする。

2　前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。

一　当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡

二　その譲渡の対価（当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が五百万円を超えるもの

三　所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けているときは、適用しない。

4　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後の利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六条の見出しを削り、同条中「又は」を「、第三十五条の二第一項又は」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「平成三十二年十二月三十一日（次の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に、「及び第七号」を「及び第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、「収入金額の百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。以下この項において同じ。）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同号の下欄中「この号から第四号まで」を「第三号まで」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「に耐火建築物」を「に耐火建築物等」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に、「第二条第九号の二」を「第五十三条第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は同号ロ」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第三項及び第四項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同条第十項中「の第七号」を「の第六号」に、「第七号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同項各号中「第七号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同条第十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十七条の三第一項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二項中「第三十七条第十項の」を「第三十七条第一項に規定する譲渡をした資産が同項の表の第二号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、取得をした、若しくは取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において同項の規定の適用を受けたとき又は同条第十項の」に改め、同項第一号中「第三十七条第十項第一号」を「第三十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当するもの又は同条第十項第一号」に改める。

第三十七条の四中「平成三十二年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同表第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第三項中「応じ」を「応じ」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号」を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同表第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第三項中「応じ」を「応じ」に改める。

第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第二項の表第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第三項中「応じ」を「応じ」に改める。

第三十七条の九第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。